

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS案作成規程に基づき、当該JIS案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及びJSA事務局による“JIS案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降のJIS案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下にJIS素案の調査審議及び作成を行うためのWGを設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいたJIS案作成対象テーマは、利害関係者に公表するためにJIS作成予定一覧表としてJSAウェブサイト掲載いたします。

※選定基準3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の5～6ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	C60300-3-14	総合信頼性マネジメント 第3-14部:適用の指針-支援性及び支援	Dependability management - Part 3 -14: Application guide - Supportability and support	近年、技術の進歩によって、総合信頼性の対象分野は、製品からシステムへ、更に複雑系、オーブンシステムへと広がり、予期しない障害、攻撃及び環境変化が発生するようになってきている。このような状況を踏まえ、IEC/TC 56(総合信頼性)では、総合信頼性の主特性である信頼性、保全性、支援性及びアベイラビリティの観点から、TC 56が所掌する中心的な6規格を再編・改訂する作業が進められている。我が国では既に、2023年にIEC 60300-3-4:2022(総合信頼性要求事項の仕様)、2025年にIEC 60300-1:2024(総合信頼性のマネジメント)について、いずれも国際規格発行後、速やかに対応JISを制定している。支援性及び支援の指針については、IEC 60300-3-14が2024年に制定された。アイテム(製品、システム及びそれらの構成要素)が要求どおりに機能するためには、ライフサイクルを通じて、支援性及び支援の指針が必要であるが、アイテムのライフサイクルを通じていつでも使用が可能であり、性能、コスト、リスクの意図したバランスを達成することに重点を置いた支援性並びに支援活動の計画及び実施の指針となる規格として、IEC 60300-3-14が2024年に制定された。こうしたことから、最近の市場及び情報技術の実態に即し、また、国際規格との整合を図るために、支援性及び支援の指針についても、6種のコア規格の一つであるIEC 60300-3-14:2024を基にJISを速やかに制定する必要がある。	この規格の制定によって、最近の市場及び情報技術の実態に即し、国際規格と整合した支援性及び支援を適用したシステム、製品及びサービスの供給・購入が可能となることから、国際産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与し、ひいては産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・支援性及び支援の概要 ・支援性及び支援のための仕様 ・支援性及び支援のプログラム ・ライフサイクルを通じた支援性及び支援のマネジメント ・アシュアランス ・支援性及び支援の情報 ・リソースのマネジメント	-	IEC 60300-3-14:2024	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年10月
JSA	07 情報	制定	X15836-1	情報及びドキュメントーション・ダブリンコアメタデータ基本記述要素集合-第1部:基本記述要素	Information and documentation - The Dublin Core metadata element set - Part 1: Core elements	現在、領域横断的に情報資源のメタデータを記述するための基本記述要素を規定するISO 15836:2003を基に、JIS X 0836:2005(ダブリンコアメタデータ基本記述要素集合)が制定されている。情報資源発見のために国際的な合意のうえに選定された15の基本記述要素からなる。その後、意味がより詳細に決められた記述要素が求められたこと、及び機械処理技術の発展に伴ってISO 15836は廃止され、ISO 15836-1及びISO 15836-2という規格群として2017年に発行された。このISO 15836-1は、領域横断的に情報資源のメタデータを記述するための基本記述要素を規定するもので、前身のISO 15836と大きな違いはない。このISO規格は、複数の領域のメタデータ作成機関において、特にウェブ上の情報資源のメタデータを扱う際に用いる有用な規格である。異なる地域及び領域のメタデータ作成機関の多くが、メタデータの互換性を確保するため、ISO 15836-1:2017を採用している。このような状況から、JIS X 0836も国際規格との整合を図るとともに実態に即したJISとするため、新たなJISとして制定する必要がある。	この規格を制定することによって、国際的かつ領域横断的なメタデータの相互運用性が確保され、複数のメタデータ作成機関によって作成されたメタデータの統合的な検索及び相互の利活用を促進することができ、一般利用者にとってもメタデータ検索の利便性の向上が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・略語 ・要素集合	-	ISO 15836-1:2017	IDT	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: 電磁的記録(ダブリンコアメタデータ)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2025年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号(制定の場合、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	X15836-2	情報及びドキュメンテーション・データ・ダブリン・コア・メタデータ・基本記述要素集合－第2部:DCMIプロパティ及びクラス	Information and documentation – The Dublin Core metadata element set – Part 2: DCMI Properties and classes	領域横断的に情報資源のメタデータを記述するための規格としてISO 15836-1:2017がある。このISO規格と同様に領域横断的に情報資源のメタデータを記述するための規格としてISO 15836-2:2019があり、複数の領域のメタデータ作成機関において、特にウェブ上の情報資源のメタデータを扱う際に有用な標準として広く認知及び採用されている。ISO 15836-2:2019は、ISO 15836-1:2017に比べてメタデータの表現力が高い一方で、それぞれの語彙の値がとり得る範囲(値域)を明確に定めていることから、ISO 15836-1:2017の代替ではなく、ISO 15836-1と併せて用いるものである。異なる地域及び領域のメタデータ作成機関がこのISO規格に基づいてメタデータを作成することで、メタデータの互換性が確保されることとなる。このような状況から、情報資源のメタデータを記述するための基本記述要素を基に拡張した55のメタデータ語彙を規定する規格として、ISO 15836-2:2019に整合したJISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、国際的かつ領域横断的なメタデータの相互運用性が確保され、複数のメタデータ作成機関によって作成されたメタデータの統合的な検索や相互の利活用を促進することができ、一般利用者にとってもメタデータ検索の利便性の向上が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義及び略語 ・メタデータ用語の記述	–	ISO 15836-2:2019 Information and documentation – The Dublin Core metadata element set – Part 2: DCMI Properties and classes	IDT	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: 電磁的記録(ダブリン・コア・メタデータ)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2025年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X9250	情報技術－セキュリティ技術－プライバシーフレームワーク(プライバシー保護の枠組み及び原則)	Information technology – Security techniques – Privacy framework	この規格は、一般的なプライバシーについての用語の規定、情報通信技術システムにおける個人識別可能情報(PII)処理における登場者及びその役割の定義、プライバシー安全対策の実施における考慮点の説明などを含む、一つのプライバシーフレームワークを提供するものであり、ISO/IEC 29100:2011を基にして、2017年に制定された。 ISO/IEC 29100は、ISO/IECのプライバシーに関する複数の規格(ISO/IEC 29134:2023、ISO/IEC 29184:2020、ISO/IEC 27701:2019など)において引用されている上位規格であるが、我が国においても同様に、これらの一一致規格であるJIS X 9251:2021(プライバシー影響評価のためのガイドライン)、JIS X 9252:2023(オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意)、JIS Q 27701:2024(プライバシー情報マネジメントのためのJIS Q 27001及びJIS Q 27002の拡張-要求事項及び指針)などにおいて、この規格が上位規格として引用されている。また、DFFT(Data Free Flow with Trust)やAIガバナンス等、最近のデータ利活用の文脈でもフレームワークとして参照されることも多い。 その後、ISO/IEC 29100は、ISO/IEC専門業務用指針(ISO/IEC Directives)の改訂に伴う内容の整合化や、規格中で法的なアドバイスをしてはいけないとの観点から表現の見直しを行う必要が生じたため、それらの対応を行い、2024版として第2版が発行された。したがって、JISにおいてもそれに即した内容に改正する必要がある。	この改正によって、国内規格との整合が図られることから、パーソナルデータの越境移転に耐えうるプライバシー保護に関して産業界等における理解が進むとともに、我が国における関連する一致規格からの参照も容易になり、パーソナルデータの利活用促進に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格との整合を図り、"二次利用(secondary use)"、"識別する"、"識別要素"などを削除する。 ・規格では法的なアドバイスをしてはいけないとの観点から、法域(jurisdiction)に関連して記述されている部分などにおいて、用語の置き換え及び文章の一部削除を行う。 ・対応国際規格で誤りが修正された点("プライバシー対策要件"、"ビジネス要因"の文章中の記述等)を反映する。	-	ISO/IEC 29100:2024 Information technology – Security techniques – Privacy framework	IDT	第2条の該当号: 6(品質、性能) 対象事項: プライバシーフレームワーク	法律の目的に適合している。	利点: エ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本情報経済社会推進協会のWG	2025年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格とのJIS素案作成委員会(WG) 対応の程度	作成開始予定	
JSA	07 情報	廃止	X0836	ダブリンコアメタデータ基本記述要素集合	The Dublin Core metadata element set	この規格は、領域横断的な情報資源記述のための標準である。対応国際規格のISO 15836:2003 (Information and documentation—The Dublin Core metadata element set)は、2017年に廃止され、ISO 15836-1及びISO 15836-2が制定されている。多くの国・地域及び領域のメタデータ作成機関が、メタデータの互換性を確保するため、これらの2規格を採用している。今回、これら2規格をJIS X 15836-1(情報及びドキュメンテーションダブリンコアメタデータ基本記述要素集合－第1部:基本記述要素)及びJIS X 15836-2(情報及びドキュメンテーションダブリンコアメタデータ基本記述要素集合－第2部:DCMIIプロパティ及びクラス)として制定するのに伴い、ISO 15836に対応するこの規格を廃止する必要がある。	ISO15836:2003 Information and documentation – The Dublin Core metadata element set	IDT	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2025年10月